

令和6年第1回定例会
土木企業立地推進委員会資料
(令和5年度関係)

- 1 令和5年度企業局主要事業実施状況 … 2
- 2 能登半島地震に係る企業局の対応状況等について … 9

令和6年3月15日

企業局

令和5年度 企業局主要事業実施状況

<給水実績>

○水道用水供給事業

- ・給水対象市町村：37 市町村
- ・年間給水量（見込）：1 億 4, 481 万 m³（対前年度比 298 万 m³ [2.1%] 増加）

○工業用水道事業

- ・給水契約先：247 事業所（給水区域：22 市町村）
- ・年間給水量（見込）：3 億 2, 981 万 m³（対前年度比 218 万 m³ [0.7%] 増加）

1. 水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等の推進

（1）県南西広域水道用水供給事業の統合による施設等の整備

令和2年4月に統合した県南西広域水道用水供給事業において、旧県西広域の新たな水需要に対応し、水量に余裕がある旧県南広域から水融通を行うため、送水管路の整備やポンプ場の設計を進めた。

| | |
|---------|-----------------------------|
| 事業期間 | 令和3年度～令和10年度 |
| 全体事業費 | 10,268 百万円（うち R5：1,765 百万円） |
| R5 年度実績 | 送水管布設工事 6.9 km、ポンプ詳細設計 |
| 進捗状況 | 43.9%（見込） |

（2）「茨城県水道ビジョン」に基づく広域連携の推進

当面の10年間では、料金の統一を必要としない経営の一体化の手法で広域連携を推進することとしており、令和5年10月に設置された県と関係市町村からなる「水道事業に係る広域連携検討・調整会議」に参加し、広域連携に向けた諸課題の検討を進めた。

（3）鹿行広域水道用水供給事業における浄水場の適正配置等の検討

「水道事業に係る広域連携検討・調整会議」鹿行広域圏地域部会において、市町村の将来的な水需要を踏まえたうえで、施設の適正配置について検討を行った。

（4）市町村自己水源（表流水・地下水）から県水への転換及び水道への加入促進による県水の利用促進

自己水源から県水道用水への転換を行った受水団体に対し、増量した水量の基本料金の2分の1を減免した。

| | |
|------|--------------------------------|
| 減免対象 | 増量した水量（平成29年7月～令和7年3月の需給契約が対象） |
| 減免期間 | 増量開始から5年間 |
| 減免額 | 基本料金の1/2（令和5年度：131 百万円） |

水道加入促進の取組を実施する市町村等に対し、増加した使用水量見合いの使用料金の2分の1を減免した。

| | |
|------|---|
| 事業開始 | 平成22年4月 |
| 減免対象 | 25市町村2企業団 |
| 事業実績 | 事業開始から令和5年9月までの適用件数 86,444件 ※推定給水人口 221,256人の増加 |
| 事業効果 | 水道普及率 3.0%増加 [H21: 92.3% → R3: 95.3%] ※対象市町村等: 6.0%増加、その他市町村: 2.2%増加 |

(5) 安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

各浄水場の運転管理業務を公益財団法人茨城県開発公社へ委託し、安定的な運転管理体制を確保した。

| | |
|------|-------------------------|
| 委託期間 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間） |
| 契約額 | 1,083百万円 |

(6) 水道普及啓発活動及び広報の充実

①教育現場や各種イベント等を通じた水道普及啓発活動の実施

令和5年5月8日に、新型コロナウイルスの感染症法の位置付けが5類に移行したことに伴い、浄水場見学の受入れを再開し、計7,006人の見学者を受け入れた（2月末時点）。

また、公益財団法人茨城県開発公社への委託により、水道教室やイベント出展等を実施し、浄水実験やグッズ配布等を通して水道事業に係る啓発を行った。

| | |
|------|--|
| 委託期間 | 令和5年5月22日～令和6年3月31日 |
| 契約額 | 6百万円 ※市町村水道事業担当者研修会の開催を含む |
| 事業実績 | 夏休み親子水道教室: 1回（参加者56名） 水道出前教室: 6校（参加児童238名） 産業祭等への出展: 4日間 |

②企業局ホームページ等による情報発信

企業局の安全・安心な水をPRするため、局ホームページにおいて、水質検査結果等の情報発信や、マスコットキャラクターを活用した浄水場紹介記事の連載を行ったほか、水道週間（令和5年6月1日～6月7日）に合わせ、新聞4紙に広告を掲載した。

| | |
|-------------|--|
| ホームページアクセス数 | 月平均22,758回（暫定）[4月～1月] ※R4（月平均）: 17,711回 [4月～3月] |
|-------------|--|

2. 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備

(1) 安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

①公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託

各浄水場（那珂川浄水場を除く）の運転管理業務を公益財団法人茨城県開発公社へ委託し、安定的な運転管理体制を確保した。

| | |
|------|-------------------------|
| 委託期間 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間） |
| 契約額 | 512百万円 |

②那珂川浄水場運転管理業務・保全業務の一体的民間委託（R1年度～R5年度）

那珂川浄水場の運転管理業務・保全業務を民間事業者へ委託し、効率的な運転管理体制を確保した。

| | |
|------|---------------------------|
| 委託期間 | 平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間） |
| 委託先 | 日立・昱特定共同企業体 |
| 契約額 | 829百万円〔5年総額〕（うちR5：166百万円） |

(2) 新規受水企業を対象とした優遇制度の推進

鹿島第1・2期工業用水道事業における工業用水道料金の優遇措置の適用により、契約水量の増を図った。

| | |
|----------|-------------------------|
| 適用企業数 | 2社 |
| 契約水量 | 6,105 m ³ /日 |
| 工水料金の軽減額 | 15百万円 |

(3) 新たな需要に対する施設整備の推進

①県央広域工業用水道事業における常陸那珂工業団地への配水管整備

工業用水の需要が高まっている常陸那珂工業団地に向け、配水管路の整備を進めた。

| | |
|--------|-----------------------|
| 事業期間 | 令和4年度～令和6年度 |
| 全体事業費 | 1,850百万円（うちR5：748百万円） |
| R5年度実績 | 管路布設工事 2.0 km |
| 進捗状況 | 94.3%（見込） ※事業費ベース |

②県南西広域工業用水道事業における圏央道インターパークつくばみらいへの配水管整備 造成工事の進む圏央道インターパークつくばみらいに向け、配水管路の整備を進めた。

| | |
|--------|---------------------|
| 事業期間 | 令和4年度～令和6年度 |
| 全体事業費 | 900百万円（うちR5：791百万円） |
| R5年度実績 | 管路布設工事 4.0 km |
| 進捗状況 | 87.9%（見込） ※事業費ベース |

3. デジタル化の推進と新技術の導入

(1) 施設管理の効率化に向けたデジタル化の積極的な推進

①工業用水スマートメーター導入 (R4 年度～R5 年度)

令和3年度までの実証試験を踏まえ鹿島工水に先行導入。令和4～5年度に受水企業69事業所にスマートメーター85台を設置した。

令和4年度分の46台について試運転調整を経て11月から本運用を開始し、本年度分の39台についても年度末までに本格運用を開始見込み。

②浄水場におけるAIを活用した自動運転及び集中監視の推進 (R5 年度～)

浄水場の中央監視設備等を製造している国内電機メーカー数社にヒアリングを実施し、各社のAI運転及び集中監視技術の開発状況を把握し、当局での導入に向けた基礎データを得た。

③保有資産情報の電子化による適切な資産管理の推進 (R5 年度～R6 年度)

適切な資産管理を推進するとともに、資産管理事務の効率化を図るため、保管する設計図書の電子化を実施している。

本年度は、2,500冊分の文書についてPDF化を完了見込み。

(2) 霞ヶ浦浄水場への新たな高度浄水処理施設の整備

霞ヶ浦を水源とする浄水場で課題となっている高濃度のかび臭を安定的に除去できる、新たな浄水処理技術を導入するため、オゾン促進酸化処理施設の整備を進めた。

また、今年度は、高速砂ろ過池の整備に着手した。

| | |
|--------|---------------------------|
| 事業期間 | 令和2年度～令和5年度 [オゾン促進酸化処理施設] |
| 全体事業費 | 5,200百万円 (うちR5:1,298百万円) |
| R5年度実績 | オゾン接触池電気・機械設備、建築付帯設備工事 |
| 進捗状況 | 100% (見込) |

4. 大規模災害に備えた危機管理対策の強化

(1) 管路の耐震化の推進

東日本大震災による被害状況を踏まえて策定した「管路更新事業化計画」に基づき、地盤の液状化の危険度が高い区間から優先的に耐震化を進めた。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 事業期間 | 平成24年度～令和6年度 [管路更新事業化計画] |
| 全体事業費 | 64,145百万円 (うちR5:2,978百万円) |
| 対象管路 | 326.5km (上水161.2km、工水165.3km) |
| R5年度実績 | 4.1km (上水2.2km、工水1.9km) |
| 更新済管路 | 188.2km (上水97.9km、工水90.3km) |
| 進捗状況 | 57.7% (見込) ※延長ベース |

(2) 広域水道事業間のバックアップ体制の強化

県中央広域（水戸浄水場）－鹿行広域（鹿島浄水場）間を連結する緊急連絡管の整備を進めた。

| | |
|--------|------------------------------|
| 事業期間 | 平成28年度～令和6年度 |
| 全体事業費 | 1,711百万円（うちR5：478百万円） |
| R5年度実績 | 管路布設工事 2.2 km |
| 進捗状況 | 93.9%（見込） ※延長ベース（全体：11.4 km） |

(3) 老朽化施設の計画的な改築及び設備更新

① 潤沼川浄水場の設備更新

機能診断調査結果に基づき、薬品注入設備（機械・電気）の更新を進めた。

| | |
|--------|---------------------|
| 事業期間 | 令和3年度～令和5年度 |
| 全体事業費 | 646百万円（うちR5：416百万円） |
| R5年度実績 | 薬品注入機械・電気設備更新工事 |
| 進捗状況 | 100%（見込） |

② 鹿島浄水場の中央監視制御設備更新

設計成果に基づき、中央監視制御設備の更新を進めた。

| | |
|--------|-----------------------|
| 事業期間 | 令和4年度～令和6年度 |
| 全体事業費 | 2,443百万円（うちR5：837百万円） |
| R5年度実績 | 中央監視制御設備更新工事 |
| 進捗状況 | 50.9%（見込） ※事業費ベース |

③ 水海道浄水場の設備更新に係るバックアップ施設整備

水海道浄水場の施設更新に先立ち、沈殿池増設に必要となる場内整備を実施した。

| | |
|--------|-----------------------|
| 事業期間 | 令和4年度～令和7年度 |
| 全体事業費 | 2,289百万円（うちR5：243百万円） |
| R5年度実績 | 場内整備工事 |
| 進捗状況 | 13.9%（見込） ※事業費ベース |

(4) 停電対策の強化

水戸取水場への自家発電設備導入に向け、詳細設計を実施した。

(5) 災害対策訓練の充実

① 水道事務所等における情報伝達及び漏水等対応訓練の実施

災害時や緊急時にも安全で安心な水を安定して供給し続けるため、各浄水場において受水団体や災害協定締結事業者等との情報伝達系統の確認を行った。

②大規模災害に備えた他部局との合同での災害対策訓練の実施

令和5年8月2日、防災・危機管理部、保健医療部、福祉部、土木部と合同で、台風の接近により、河川水位が上昇し、洪水や土砂災害発生の危険性が高まっている中、地震による被害や河川の増水による洪水が発生したというシナリオに基づいて訓練を実施した。

訓練では、初動対応体制や連絡方法等を確認するとともに、停電対応、応援給水、水質事故対応等について、実働訓練を実施した。

(6) 大規模災害時における広域連携の強化

公益社団法人日本水道協会関東地方支部が主催する大規模災害による広域断水の発生を想定した情報連絡訓練に参加し、大規模災害発生時の情報連絡体制や同協会への応援給水要請の流れを確認した。

5. 新たな工業団地の整備等による地域振興

(1) 圏央道沿線地域における新たな工業団地の整備

①つくばみらい福岡地区土地造成事業における造成工事等

つくばみらい福岡地区土地造成事業（圏央道インターパークつくばみらい）については、公益財団法人茨城県開発公社への業務委託により事業を進め、今年度内に造成工事完了予定。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 事業期間 | 令和3年度～令和5年度 |
| 全体事業費 | 19,883百万円（うちR4繰越+R5：7,828百万円） |
| R5年度実績 | 造成工事完了、全区画完売 |

<立地決定の概要>

| 区画 | 企業名 | 分譲面積 | 分譲価格 |
|-------|------------|--------|-----------|
| 区画① | トーイン(株) | 4.0ha | 1,580百万円 |
| 区画② | ダイキン工業(株) | 9.8ha | 3,866百万円 |
| 区画③ | (株)クボタ | 9.4ha | 3,575百万円 |
| 区画⑤北西 | アミノ化学工業(株) | 0.5ha | 198百万円 |
| 区画⑤北東 | 第一電材(株) | 1.0ha | 364百万円 |
| 区画⑤南 | 大和ハウス工業(株) | 1.8ha | 605百万円 |
| 区画⑥ | 日清食品(株) | 33.1ha | 13,025百万円 |
| 計 | | 59.6ha | 23,213百万円 |

②フロンティアパーク坂東の造成工事等

坂東山地区土地造成事業（フロンティアパーク坂東）については、公益財団法人茨城県開発公社への業務委託により、用地取得、造成工事等を進めた。

| | |
|--------|--|
| 事業期間 | 令和4年度～令和7年度 |
| 全体事業費 | 18,574百万円（うちR4繰越+R5：8,830百万円） |
| R5年度実績 | 用地取得率97.2%（面積ベース、令和6年2月末現在） 令和6年2月 坂東市との開発許可特例協議完了 令和6年3月 造成工事着手 |

（2）ひたちなか地区における工業団地の整備

ひたちなか地区土地造成事業については、公益財団法人茨城県開発公社への業務委託により基本・実施設計、測量等を実施するとともに、都市計画決定、都市計画事業認可等各種手続きや、国有地取得を進めた。

【第1期拡張地区】

| | |
|--------|--|
| 事業期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 全体事業費 | 6,834百万円（うちR5補正予算：4,619百万円） |
| R5年度実績 | 令和5年5月～ 方眼測量及び基本設計完了、地区界測量及び実施設計実施中（R6.3月完了予定） 令和5年10月 都市計画決定 令和5年12月 都市計画事業認可 令和6年2月 国有地取得 令和6年3月～ 造成工事着手 |

【第2期拡張地区】

| | |
|--------|--|
| 事業期間 | 令和5年度～令和8年度 |
| 全体事業費 | 10,249百万円（うちR5補正予算：80百万円） |
| R5年度実績 | 令和5年10月 都市計画決定 令和5年12月～ 基本・実施設計、地区界測量及び方眼測量実施中（R6.10月完了予定） 令和6年2月 都市計画事業認可 |

（3）既存工業団地における未造成地の整備

令和4年1月24日に株式会社SHOEIと土地売買契約を締結した江戸崎工業団地第5号画地について、本年3月に造成工事完了、土地引渡し予定。

（4）市町村等と連携した工業団地の立地企業に対するフォローアップ

阿見東部工業団地や江戸崎工業団地に立地している企業を8社（16回）訪問し、要望聴取に努めたほか、当該要望等に対し、関係機関への働きかけや調整を行うなど、企業が活動しやすい事業環境の整備に努めた。

| | |
|-----|------------------------|
| 項 目 | 能登半島地震に係る企業局の対応状況等について |
|-----|------------------------|

令和6年能登半島地震では、石川県を中心として、水道施設（特に市町村から各世帯に配水する末端給水施設）に甚大な被害が生じた。仮復旧に向けての作業も進んでいるが、現在（3月8日14時時点）でも5市町、約1万7千戸で断水が続いている。

企業局では、水道事業関係の支援の窓口である日本水道協会からの要請に基づき、以下のとおり職員を現地に派遣し、給水支援や水道の復旧支援に従事している。

1. 給水支援

○県内市町村等と連携し、石川県内において、給水車による給水タンクへの補給、住民への給水等を実施。

| 期 間 | 茨城県からの支援内容 |
|-------------------|--|
| 1月6日（土）～1月14日（日） | 5日間単位で、各期間、給水車2台、職員7～8名を派遣 ※うち、企業局からは[1/10～1/14]に職員2名を派遣 |
| 1月14日（日）～2月15日（木） | 5日間単位で、各期間、給水車3台、職員12名を派遣 ※うち、企業局からは[1/14～1/18]・[2/7～2/11]に職員各2名を派遣 |
| 2月15日（木）～3月2日（土） | 5日間単位で、各期間、給水車2台、職員8名を派遣 ※うち、企業局からは[2/27～3/2]に職員2名を派遣 |
| 3月2日（土）～3月26日（火） | 7日間単位で、各期間、給水車2台、職員8名を派遣 |

【給水に係るその他の支援】

- ・日本水道協会からの情報・要請に基づき、給水袋（6ℓ×1,600枚）、残留塩素計1台及び残塩試薬1箱を、企業局職員が現地に派遣された際に持参した。

2. 水道の復旧支援

○日本水道協会茨城県支部の事務局である日立市では、2月14日（水）から2月29日（木）まで、7名（職員2名+管内の水道事業者1社5名）を派遣し、配水管の修繕や漏水調査などを実施。

○企業局でも、末端給水を行う4事業者（茨城県南水道企業団、ひたちなか市、水戸市、土浦市）及び水道施設事業者と連携し、石川県内において、次のとおり、末端給水管の復旧作業を実施。

| 期 間 | 茨城県からの支援内容 |
|-------------------------------|--|
| 2月29日（木）～3月9日（土） ※県南水道企業団班 | 以下の役割分担により、1班9名体制で計4班を派遣 ◆企業局（総括責任者兼記録者）：各班1名 →日本水道協会や被災市町村との連絡調整等 ◆4事業者（現場責任者、連絡員兼記録者）：各班2名 →現場における指揮監督・連絡調整・記録 ◆各事業者管内の水道施設事業者（作業員）：各班6名 →現場代理人、配管工、重機オペレーター |
| 3月8日（金）～3月17日（日） ※ひたちなか市班 | |
| 3月16日（土）～3月25日（月） ※水戸市班 | |
| 3月24日（日）～3月31日（日） ※土浦市班 | |

令和6年2月29日開会

④

令和6年第1回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

令和6年第1回茨城県議会定例会議案（第2綴）目次

| | 頁 |
|---------|--|
| 第73号議案 | 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第8号）…………… 1 |
| 第74号議案 | 令和5年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）…………… 23 |
| 第75号議案 | 令和5年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第1号）…………… 25 |
| 第76号議案 | 令和5年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）…………… 27 |
| 第77号議案 | 令和5年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第1号）…………… 29 |
| 第78号議案 | 令和5年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第1号）…………… 31 |
| 第79号議案 | 令和5年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）…………… 33 |
| 第80号議案 | 令和5年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）…………… 35 |
| 第81号議案 | 令和5年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第1号）…………… 37 |
| 第82号議案 | 令和5年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）…………… 39 |
| 第83号議案 | 令和5年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）…………… 41 |
| 第84号議案 | 令和5年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）…………… 43 |
| 第85号議案 | 令和5年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第3号）…………… 45 |
| 第86号議案 | 令和5年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）…………… 48 |
| 第87号議案 | 令和5年度茨城県病院事業会計補正予算（第1号）…………… 51 |
| 第88号議案 | 令和5年度茨城県水道事業会計補正予算（第1号）…………… 53 |
| 第89号議案 | 令和5年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）…………… 55 |
| 第90号議案 | 令和5年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第2号）…………… 57 |
| 第91号議案 | 令和5年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）…………… 58 |
| 第92号議案 | 令和5年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）…………… 60 |
| 第93号議案 | 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例…………… 63 |
| 第94号議案 | 茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の一部を改正する条例…………… 64 |
| 第95号議案 | 茨城県健やかこども基金条例の一部を改正する条例…………… 65 |
| 第96号議案 | 茨城県公立学校情報機器整備基金条例…………… 66 |
| 第97号議案 | 県有財産の売却処分について（旧茨城空港公園事業地等）…………… 67 |
| 第98号議案 | 県有財産の売却処分について（上河原崎・中西地区戸建住宅用地）…………… 68 |
| 第99号議案 | 県有財産の売却処分について（島名・福田坪地区商業施設用地）…………… 69 |
| 第100号議案 | 県が行う建設事業に対する市の負担額について…………… 70 |
| 第101号議案 | 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について…………… 71 |
| 第102号議案 | 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について…………… 73 |
| 第103号議案 | 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について…………… 75 |
| 第104号議案 | 訴えの提起について…………… 76 |
| 第105号議案 | 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）…………… 77 |
| 第106号議案 | 権利の放棄について（中小企業事業継続応援貸付金）…………… 78 |
| 第107号議案 | 権利の放棄について（県営住宅の使用料等）…………… 79 |
| 第108号議案 | 権利の放棄について（県立中央病院の診療料）…………… 81 |

予 算

| | | | | |
|------------|-----------|---|----------|----------|
| 第4項 補助金返還金 | 105,085千円 | △ | 90,894千円 | 14,191千円 |
| 第5項 出資金返還金 | 5,489千円 | | 7,642千円 | 13,131千円 |
| (企業債の補正) | | | | |

第5条 予算第6条中限度額「2,550,100千円」を「1,608,900千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「1,089,905千円」を「1,071,121千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「233,580千円」を「667,752千円」に改める。

令和6年3月5日提出

茨城県知事 大井川 和彦

| | | | |
|------------|-----------|-------------|----------|
| 第4項 補助金返還金 | 101,508千円 | △ 101,508千円 | -千円 |
| 第5項 基金積立金 | 78,022千円 | 1千円 | 78,023千円 |
| (企業債の補正) | | | |

第5条 予算第6条中限度額「2,268,400千円」を「622,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「729,526千円」を「680,355千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「50,341千円」を「461,164千円」に改める。

令和6年3月5日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第90号議案

令和5年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「76,000㎡」を「75,000㎡」に、「59,646千円」を「17,499千円」に、「596,000㎡」を「498,000㎡」に、「324,062千円」を「308,177千円」に、「6,255,200千円」を「6,092,493千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| （科 目） | （補正前の額） | | （補正額） | （計） |
|--------------|--------------|---|---------------|--------------|
| | 収 | 入 | | |
| 第1款 土地造成事業収益 | 24,559,571千円 | | △ 3,861,449千円 | 20,698,122千円 |
| 第1項 営業収益 | 24,559,392千円 | | △ 3,861,494千円 | 20,697,898千円 |
| 第2項 営業外収益 | 179千円 | | 45千円 | 224千円 |
| | | 支 | 出 | |
| 第1款 土地造成事業費用 | 21,305,339千円 | | △ 4,986,683千円 | 16,318,656千円 |
| 第1項 営業費用 | 21,099,312千円 | | △ 4,981,044千円 | 16,118,268千円 |
| 第2項 営業外費用 | 203,627千円 | | △ 5,639千円 | 197,988千円 |

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「19,567,026千円」を「9,914,111千円」に、「80,585千円」を「109,756千円」に、「19,486,441千円」を「9,804,355千円」に改める。

| （科 目） | （補正前の額） | | （補正額） | （計） |
|-----------------|--------------|---|---------------|--------------|
| | 収 | 入 | | |
| 第1款 土地造成事業資本的収入 | 10,966,094千円 | | △ 216,936千円 | 10,749,158千円 |
| 第2項 受託工事収入 | 258,500千円 | | △ 258,500千円 | -千円 |
| 第3項 関連事業収入 | 95,894千円 | | 14,814千円 | 110,708千円 |
| 第4項 負担金 | -千円 | | 26,750千円 | 26,750千円 |
| | | 支 | 出 | |
| 第1款 土地造成事業資本的支出 | 30,533,120千円 | | △ 9,869,851千円 | 20,663,269千円 |
| 第1項 土地造成費 | 11,337,908千円 | | △ 220,739千円 | 11,117,169千円 |
| 第2項 資産購入費 | 12千円 | | △ 12千円 | -千円 |
| 第3項 償還金 | 19,195,200千円 | | △ 9,649,100千円 | 9,546,100千円 |

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条第1号中「51,714千円」を「51,935千円」に改める。

令和6年3月5日提出

茨城県知事 大井川 和彦

令和6年第1回定例会
土木企業立地推進委員会資料
(令和6年度関係)

- 1 令和6年度企業局事業執行方針 … 2
- 2 企業局における水道広域化の検討状況について … 5

令和6年3月15日

企業局

令和6年度 企業局事業執行方針

1. 経営の基本

- (1) 安全で安心な水を安定的・継続的に供給すること
- (2) 時代のニーズに即した事業を実施すること
- (3) 公営企業として常に健全経営をめざすこと

2. 事業執行方針

○人口減少により水需要が減少し、経営環境が厳しさを増す中、県民のライフラインである水を安定的・継続的に供給するとともに、企業立地等による地域振興を図るため、『企業局経営戦略』を踏まえ5つの方針を定め、事業を推進する。

- (1) 水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等の推進
- (2) 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備
- (3) デジタル化の推進と新技術の導入
- (4) 大規模災害に備えた危機管理対策の強化
- (5) 新たな工業団地の整備等による地域振興

【令和6年度当初予算案（支出の部）】

| | |
|----------|--|
| 水道用水供給事業 | 34,898,922 千円 [R5 : 34,880,762 千円 (+ 18,160 千円)] |
| 工業用水道事業 | 24,938,225 千円 [R5 : 21,194,483 千円 (+ 3,743,742 千円)] |
| 地域振興事業 | 16,061,448 千円 [R5 : 47,210,459 千円 (△31,149,011 千円)] |
| 合計 | 75,898,595 千円 [R5 : 103,285,704 千円 (△27,387,109 千円)] |

3. 主要事業

(1) 水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等の推進

①「茨城県水道ビジョン」に基づく広域連携の推進

新規・水道事業の広域化に向けた基本協定の締結及び法定協議会への参画

新規・水道事業の広域化に係る経営統合に向けた新たな組織体制等の調査検討

53,900 千円 [R5 : — 千円]

②県南西広域水道用水供給事業の統合による施設等の整備

・管路の実施設計及び整備、増圧ポンプ場の実施設計 (R3 年度～)

2,728,698 千円 [R5 : 1,692,573 千円]

③市町村自己水源（表流水・地下水）から県水への転換及び水道への加入促進による県水の利用促進

・新たに需給契約を締結した市町村等に対する基本料金の一部減額

・水道加入促進策を実施する市町村等に対する使用料金の一部減額

④安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

・公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託

1,134,688 千円 [R5 : 1,083,477 千円]

⑤水道普及啓発活動及び広報の充実

・教育現場や各種イベント等を通じた水道普及啓発活動の実施

13,053 千円 [R5 : 11,014 千円]

・企業局ホームページ等による情報発信

851 千円 [R5 : 835 千円]

(2) 安定的に工業用水を供給できる事業環境の整備

①安定的・効率的な浄水場の運転管理体制の確立

- ・公益財団法人茨城県開発公社への運転管理業務委託 [再掲] 560,753千円 [R5: 512,215千円]
- ・那珂川浄水場の運転管理業務・保全業務の一体的な民間委託 (R6年度～R10年度)
197,459千円 [R5: 170,312千円]

②新規受水企業を対象とした優遇制度の推進

- ・新規立地企業に対する工業用水道料金の優遇
- ・県南西広域工業用水道事業における管路整備費の一部免除

③新たな需要に対する施設整備の推進

- ・県南西広域工業用水道事業における圏央道インターパークつくばみらいへの配水管整備
554,400千円 [R5: 831,700千円]

(3) デジタル化の推進と新技術の導入

①水道事業の広域化を見据えた施設管理の効率化に向けたデジタル化の積極的な推進

- 新規**・工業用水スマートメーターの広域的な導入 (R6年度～R8年度) 6,743千円 [R5: ー千円]
- ・浄水場におけるA Iを活用した自動運転及び集中監視の推進 (R5年度～)
20,000千円 [R5: ー千円]
- ・保有資産情報の電子化による適切な資産管理の推進 (R5年度～R6年度)
18,622千円 [R5: 25,630千円]

- 新規**・水道事業の広域化に係る経営統合に向けた新たなシステムの導入の検討 (R6年度～)

②霞ヶ浦浄水場への新たな高度浄水処理施設の整備

- ・高速砂ろ過池の整備 (R5年度～R8年度) 1,003,046千円 [R5: 505,385千円]

(4) 大規模災害に備えた危機管理対策の強化

①管路の耐震化の推進

- ・管路の耐震化 (H24年度～R6年度) 4,060,597千円 [R5: 3,552,886千円]

②広域水道事業間のバックアップ体制の強化

- ・水戸浄水場・鹿島浄水場間の緊急連絡管の整備 (H28年度～R6年度)
224,000千円 [R5: 195,000千円]

③老朽化施設の計画的な改築及び設備更新

- ・鹿島浄水場の中央監視制御設備更新 (R4年度～R6年度)
1,004,549千円 [R5: 883,466千円]
- ・水海道浄水場の設備更新に係るバックアップ施設の整備 (R5年度～R7年度)
429,264千円 [R5: 438,064千円]

④停電対策の強化

- ・水戸取水場への自家発電設備導入 (R5年度～R7年度) 35,630千円 [R5: 13,004千円]

⑤災害対策訓練の充実

- ・水道事務所等における情報伝達及び漏水等対応訓練の実施
- ・大規模災害に備えた他部局との合同での災害対策訓練の実施

⑥大規模災害時における広域連携の強化

- ・大規模災害を想定した東京都との連携による他事業者からの救援隊の受入れと活動支援の訓練

⑤+⑥ 3,247千円 [R5: 3,962千円]

(5) 新たな工業団地の整備等による地域振興

① 圏央道沿線地域における新たな工業団地の整備

- ・ フロンティアパーク坂東の造成工事等 6,494,800 千円 [R5 : 6,255,200 千円]

② ひたちなか地区における工業団地の整備

- ・ ひたちなか地区土地造成事業（第1期、第2期拡張地区）の造成工事等 8,755,900 千円 [R5 : 71,000 千円]

③ 市町村等と連携した工業団地の立地企業に対するフォローアップ

- ・ 個別訪問による立地企業のニーズの把握

| | |
|----|-----------------------|
| 項目 | 企業局における水道広域化の検討状況について |
|----|-----------------------|

1 現況

急速な人口減少が進む中、市町村や当局などの水道事業体が将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給し、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、水道事業の経営統合や共同発注等の広域連携に関して、政策企画部を中心に市町村等と検討を進めており、企業局も水道事業体の1つとして、当該検討の場である「水道事業に係る広域連携検討・調整会議」に参加している。

2 会議の開催実績

| 区分 | | 開催日 | 概要 |
|--------|----------------|-----------------------|---|
| 第1回全体会 | | 10月23日 | ・検討・調整会議の設置 ・当面の調整事項等 |
| 地域部会 | 県北 | 11月30日 | ・共同発注等に関する検討・調整等 |
| | 県中央、鹿行、旧県南・旧県西 | 11月20日～29日 (各地域1回) | ・経営統合に関する検討・調整等 (施設最適配置案の検討等) |
| 地域部会 | 県北 | 2月16日 | ・共同発注等に関する検討・調整等 ・経営統合に係る基本的な枠組みについて |
| | 県中央、鹿行、旧県南・旧県西 | 1月29日～2月2日 (各地域1回) | ・経営統合に関する検討・調整等 (施設最適配置案の検討等) ・経営統合に係る基本的な枠組みについて |
| 第2回全体会 | | 3月1日 | ・経営統合に係る基本的な枠組みについて |

3 経営統合に係る検討課題

第2回地域部会及び第2回全体会において、経営統合の基本的な枠組みに係る課題の共有と考え方などについて、当局から市町村等に説明し、協議を進める。

| 項目 | 課題 |
|---------|--------------------------------|
| 経営統合の方式 | 既存事業体への統合又は新たな事業体を設立し統合 |
| 組織・人事 | 統合後の組織体制及び市町村等の職員の身分の取り扱い 等 |
| 経営 | 水道事業に係る市町村等の資産の承継、投資・財政計画の策定 等 |
| 運営管理体制 | 浄水場等の運転管理の委託の考え方、工事・入札制度 等 |
| システム | 財務会計システムと施設管理システムとの連携 等 |

4 企業局での検討状況及び今後の予定について

- ・令和6年度は、企画経営室内に新たなグループを設置し組織体制を強化するとともに、引き続き、市町村等の意見を踏まえて、経営統合に係る諸課題について、検討を進めていく。

(参考) 広域連携に向けたスケジュール (案) について



令和6年2月29日開会

①

令和6年第1回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和6年第1回茨城県議会定例会議案目次

| | 頁 |
|---|-----|
| 第1号議案 令和6年度茨城県一般会計予算 | 1 |
| 第2号議案 令和6年度茨城県競輪事業特別会計予算 | 18 |
| 第3号議案 令和6年度茨城県公債管理特別会計予算 | 20 |
| 第4号議案 令和6年度茨城県市町村振興資金特別会計予算 | 22 |
| 第5号議案 令和6年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算 | 24 |
| 第6号議案 令和6年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算 | 26 |
| 第7号議案 令和6年度茨城県国民健康保険特別会計予算 | 28 |
| 第8号議案 令和6年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算 | 30 |
| 第9号議案 令和6年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算 | 32 |
| 第10号議案 令和6年度茨城県農業改良資金特別会計予算 | 34 |
| 第11号議案 令和6年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算 | 36 |
| 第12号議案 令和6年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算 | 38 |
| 第13号議案 令和6年度茨城県港湾事業特別会計予算 | 40 |
| 第14号議案 令和6年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算 | 42 |
| 第15号議案 令和6年度茨城県病院事業会計予算 | 44 |
| 第16号議案 令和6年度茨城県水道事業会計予算 | 48 |
| 第17号議案 令和6年度茨城県工業用水道事業会計予算 | 51 |
| 第18号議案 令和6年度茨城県地域振興事業会計予算 | 53 |
| 第19号議案 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算 | 55 |
| 第20号議案 令和6年度茨城県流域下水道事業会計予算 | 57 |
| 第21号議案 茨城県職員定数条例の一部を改正する条例 | 59 |
| 第22号議案 職員の勤務時間に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する 条例 | 60 |
| 第23号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 61 |
| 第24号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 63 |
| 第25号議案 茨城県県税条例の一部を改正する条例 | 74 |
| 第26号議案 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例 | 76 |
| 第27号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 | 77 |
| 第28号議案 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 78 |
| 第29号議案 茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 79 |
| 第30号議案 つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 84 |
| 第31号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部を改正する条例 | 97 |
| 第32号議案 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 98 |
| 第33号議案 茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 101 |
| 第34号議案 茨城県立医療大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例 | 102 |

| | | |
|--------|--|-----|
| 第35号議案 | 茨城県立医療大学附属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 103 |
| 第36号議案 | 茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 | 104 |
| 第37号議案 | 茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 105 |
| 第38号議案 | 医療法等に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 106 |
| 第39号議案 | 茨城県看護専門学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 107 |
| 第40号議案 | 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 | 108 |
| 第41号議案 | 茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例 | 109 |
| 第42号議案 | 茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 112 |
| 第43号議案 | 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 | 115 |
| 第44号議案 | 旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例 | 134 |
| 第45号議案 | 社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 135 |
| 第46号議案 | 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 | 137 |
| 第47号議案 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 144 |
| 第48号議案 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 154 |
| 第49号議案 | 社会福祉法に基づき女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例 | 159 |
| 第50号議案 | 茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 164 |
| 第51号議案 | 茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部を改正する条例 | 167 |
| 第52号議案 | 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 168 |
| 第53号議案 | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 171 |
| 第54号議案 | 茨城県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 172 |
| 第55号議案 | 茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 173 |
| 第56号議案 | 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 174 |
| 第57号議案 | つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 191 |
| 第58号議案 | 茨城県立笠間陶芸高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 192 |
| 第59号議案 | いばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 193 |
| 第60号議案 | 茨城県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 194 |
| 第61号議案 | 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 195 |
| 第62号議案 | 茨城県漁港管理条例及び茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 196 |
| 第63号議案 | 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例 | 197 |
| 第64号議案 | 茨城県建築基準条例の一部を改正する条例 | 204 |

| | | |
|--------|--|-----|
| 第65号議案 | 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例 | 205 |
| 第66号議案 | 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 | 216 |
| 第67号議案 | 茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 217 |
| 第68号議案 | 茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 | 218 |
| 第69号議案 | 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 219 |
| 第70号議案 | 包括外部監査契約の締結について | 220 |
| 第71号議案 | 法人に対する出資について | 221 |
| 第72号議案 | 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について | 222 |

予 算

第16号議案

令和6年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 給水団体数 | 33市町村 2企業団 |
| (2) 年間総給水量 | 145,128,975m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 397,614m ³ |
| (4) 建設改良費 | |
| 県南西広域水道事業 | 7,843,366千円 |
| 鹿行広域水道事業 | 2,245,213千円 |
| 県中央広域水道事業 | 2,199,062千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|-----------|--------------|
| 第1款 事業収益 | 20,095,897千円 |
| 第1項 営業収益 | 17,855,949千円 |
| 第2項 営業外収益 | 2,238,926千円 |
| 第3項 特別利益 | 1,022千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 事業費用 | 19,686,584千円 |
| 第1項 営業費用 | 18,586,584千円 |
| 第2項 営業外費用 | 1,086,578千円 |
| 第3項 特別損失 | 1,422千円 |
| 第4項 予備費 | 12,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,763,742千円は、過年度分損益勘定留保資金8,364,789千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額398,953千円で補てんする。)

| 収 入 | |
|------------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 6,448,596千円 |
| 第1項 国庫補助金 | 1,391,367千円 |
| 第2項 企業債 | 2,079,100千円 |
| 第3項 出資金 | 2,489,000千円 |
| 第4項 負担金 | 314,565千円 |
| 第5項 他会計補助金 | 109,983千円 |
| 第6項 長期借入金 | 64,581千円 |

支 出

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 15,212,338千円 |
| 第1項 建設改良費 | 12,287,641千円 |
| 第2項 資産購入費 | 30,197千円 |
| 第3項 償還金 | 2,840,688千円 |
| 第4項 補助金返還金 | 53,812千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------|--------------------|--------------|
| 県南西広域水道建設事業工事請負契約 | 令和7年度 | 5,120,133 千円 |
| 県南西広域水道建設事業工事請負契約 | 自 令和7年度 至 令和8年度 | 6,293,727 |
| 県中央広域水道建設事業工事請負契約 | 令和7年度 | 619,190 |
| 県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約 | 令和7年度 | 117,040 |
| 鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約 | 令和7年度 | 35,860 |
| 県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約 | 令和7年度 | 5,980 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-----------|--------------|---|---|---------------------|
| 水 道 事 業 | 2,079,100 千円 | 1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。 | 年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率) | 40年以内 (据置期間を含む。) |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,056,361千円

(2) 交 際 費 477千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、229,703千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第17号議案

令和6年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------------|--------------|
| (1) 給水事業所数 | 247事業所 |
| (2) 年間総給水量 | 329,816,515㎡ |
| (3) 1日平均給水量 | 903,607㎡ |
| (4) 建設改良費 | |
| 那珂川工業用水道事業 | 318,828千円 |
| 鹿島工業用水道事業 | 3,336,166千円 |
| 県南西広域工業用水道事業 | 4,247,900千円 |
| 県央広域工業用水道事業 | 3,166,377千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|-----------|--------------|
| 第1款 事業収益 | 13,619,228千円 |
| 第1項 営業収益 | 12,330,663千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,288,565千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 事業費用 | 12,224,314千円 |
| 第1項 営業費用 | 11,643,493千円 |
| 第2項 営業外費用 | 570,321千円 |
| 第3項 特別損失 | 500千円 |
| 第4項 予備費 | 10,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,891,374千円は、過年度分損益勘定留保資金5,391,895千円、当年度分消費税等資本的収支調整額314,128千円及び建設改良積立金185,351千円で補てんする。)

| 収 入 | |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 6,822,537千円 |
| 第1項 国庫補助金 | 416,000千円 |
| 第2項 企業債 | 6,023,000千円 |
| 第3項 負担金 | 383,537千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 12,713,911千円 |
| 第1項 建設改良費 | 11,069,271千円 |
| 第2項 資産購入費 | 2,084千円 |
| 第3項 償還金 | 1,572,622千円 |
| 第4項 補助金返還金 | 69,861千円 |

第5項 基金積立金

73千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------|--------------------|-------------------------|
| 那珂川工業用水道建設事業工事請負契約 | 自 令和7年度 至 令和8年度 | 1,000,000 ^{千円} |
| 鹿島工業用水道建設事業工事請負契約 | 自 令和7年度 至 令和8年度 | 1,957,069 |
| 県央広域工業用水道建設事業工事請負契約 | 自 令和7年度 至 令和8年度 | 2,000,000 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|-----------|-------------------------|---|---|---------------------|
| 工業用水道事業 | 6,023,000 ^{千円} | 1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。 | 年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 40年以内 (据置期間を含む。) |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 679,180千円

(2) 交 際 費 295千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、49,771千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第18号議案

令和6年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

坂東山地区土地造成事業

土地造成費 6,494,800千円

ひたちなか地区
土地造成事業

土地造成費 8,755,900千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 53,050千円

第1項 営業収益 52,995千円

第2項 営業外収益 55千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 810,748千円

第1項 営業費用 44,941千円

第2項 営業外費用 763,407千円

第3項 特別損失 400千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 15,250,700千円

第1項 企業債 14,733,700千円

第2項 受託工事収入 517,000千円

支 出

第1款 土地造成事業資本的支出 15,250,700千円

第1項 土地造成費 15,250,700千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|------------------|---|---|---------------------|
| 地域振興事業 | 千円 14,733,700 | 1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。 | 年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 30年以内 (据置期間を含む。) |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、22,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 36,110千円

(2) 交際費 13千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

| | 種類 | 名称 | 数量 | |
|----------|----|-----------------------|----------|--------------|
| 1 取得する資産 | 土地 | 工業団地用地 (ひたちなか市新光町) | 361,010㎡ | |
| 2 処分する資産 | 土地 | 工業団地 (ひたちなか市新光町) | 219,000㎡ | 処分の態様 売払い |

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦